

京都市告示第 7 2 8 号

昭和 6 2 年 3 月 3 1 日付け京都市告示第 2 8 1 号（道路法に基づく道路区域の変更及び供用開始等）の一部を次のように改めます。

令和 5 年 3 月 2 7 日

京都市長 門 川 大 作

表中

「

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
羽東師経 108号線	伏見区羽東師古川町100番地の1地 先から 同町116番地の9地先まで	旧	メートル 182.30	メートル 6.00 ~ 6.09
		新	188.70	6.00 ~ 10.30

」

を

「

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
羽東師経 108号線	伏見区羽東師古川町100番地の1地 先から 同町116番地の9地先まで	旧	メートル 182.30	メートル 6.00 ~ 6.09
		新	182.30	6.00 ~ 6.09

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)